

標識を掲載しているウェブサイトアドレスの報告に関する Q&A

Q1. いつまでにウェブサイトへの標識の掲載を行えばよいのか。

A1. 施行日である 2024（R6）年 4 月 1 日に、自らが管理する閲覧者が制限されないウェブサイトに掲載してください。

Q2. どのようなウェブサイトに標識の掲載を行えばよいのか。

A2. 加入者専用ウェブサイト等の閲覧者が制限されるウェブページのみに掲載することは、法令の趣旨に鑑みて適当ではないと考えられます。トップページ、確定拠出年金に関連するページなど、一般の方が閲覧できるページに掲載してください。（なお、上記は加入者専用ウェブサイトへの標識掲載を制限するものではありません。また、トップページへの標識掲載は必ずしも強制されるものではありません。）

Q3. どのように標識の掲載を行えばよいのか。

A3. 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 7 条（様式第 6 号）に基づく項目でウェブサイトに掲載する必要があります。命令様式第 6 号の形式を維持する必要はありませんが、様式と同様の項目を掲載してください。

標識は、一般の方が見える大きさ（あまりにも小さく一見して標識が読み取れないのは不可）での掲載をお願いいたします。掲載場所や文字の大きさなどを含め、分かりやすく掲載してください。

（例 1）

確定拠出年金運営管理機関登録票 確定拠出年金運営管理業 登録番号〇 株式会社〇〇銀行

（例 2）

確定拠出年金運営管理機関登録票

確定拠出年金運営管理業 登録番号〇 株式会社〇〇銀行

Q4. 標識を掲載したウェブサイトのアドレスはいつ報告すればよいか。

A4. 施行日である 2024（R6）年 4 月 1 日以降に事業年度が終了した日から 3 か月以内の日までに報告してください。

2024（R6）年 4 月 1 日以降、事業年度が終了するごとに毎年度報告が必要となります。なお、報告方法の詳細については、令和 5 年 12 月 14 日付事務連絡「標識を掲載しているウェブサイトアドレスの報告について」をご確認ください。

（例）初回の報告時期

事業年度 2024 年 1 月～2024 年 12 月の場合は、2025 年 3 月までに報告

事業年度 2024 年 4 月～2025 年 3 月の場合は、2025 年 6 月までに報告

Q5. iDeCo の加入申出受理業務を行っておらず、運営管理業務を提供する加入者等数が 100 人未満のため、標識をウェブサイトに掲載する必要はないが、掲載したウェブサイトのアドレスを報告しても問題ないか。

A5. 掲載したウェブサイトのアドレスを報告していただいても問題ありません。ただし、記載のあったウェブサイトのアドレスは公表する予定ですので、ご承知おきください。